



長野県報

12月4日(木)
令和7年
(2025年)
第665号

目次

規則

長野県道路交通法施行細則及び長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（警務課、交通規制課、東北信運転免許課）	1
---	---

告示

文化財保護条例に基づく長野県無形民俗文化財及び長野県名勝の指定（文化振興課）	7
公共測量の実施（建設政策課）	7
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課）	7
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	9

公告

林業種苗法に基づく講習会の開催（森林づくり推進課）	10
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市・まちづくり課）	10
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	10
特定調達契約に係る落札者の決定（会計課）	11



長野県道路交通法施行細則及び長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年12月4日

長野県公安委員会委員長 山本京子

長野県公安委員会規則第10号

長野県道路交通法施行細則及び長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

（長野県道路交通法施行細則の一部改正）

第1条 長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第7項を次のように改める。

7 前項の駐車許可証の交付を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間は、当該駐車許可証（駐車許可証の交付が電子情報処理組織（警察署長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第3号及び第11項において同じ。）を使用する方法により行われた場合にあつては、当該駐車許可証を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）を当該車両の前面の見やすい箇所に掲出すること。

(2) 現場において警察官等の指示があつた場合は、これに従うこと。

(3) 駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合は、第1号の規定による掲出を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成するときであつて当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号及び第11項において同じ。）に係る記録媒体をいう。同項において同じ。）に記録されるときを除き、当該駐車許可に係る電磁的記録を複製し、又は複製させないこと。

第7条第11項中「廃棄」を「廃棄（当該駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合にあつては、当

該駐車許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去)」に改める。

第30条第1項中「から」を「、第3号から」に改め、「(入出力装置を含む。)」を削り、同条第2項中「第108条の2第1項第10号、第13号」を「第108条の2第1項第13号」に、「様式第26号」を「様式第28号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法第108条の2第1項第2号に規定する講習を受けようとする者は、講習申出書(様式第26号)を提出しなければならない。

3 法第108条の2第1項第10号に規定する講習を受けようとする者は、講習受講届(様式第27号)を提出しなければならない。

別表第4中「第10号」を「第9号」に改め、「から第14号まで」を削り、第30条第2項に規定する講習受講届を

「第30条第3項に規定する講習受講届
第30条第4項に規定する講習受講届」に、第30条第1項に規定する講習申出書
(法第108条の2第1項第2号、第6号及び第11号に規定する講習に係るものに限る。)を

「第30条第2項に規定する講習申出書
第30条第1項に規定する講習申出書
(法第108条の2第1項第6号及び第11号に規定する講習に係るものに限る。)」に改める。

様式第23号の3を次のように改める。

(様式第23号の3) (第28条の2関係)

運 転 經 歷 証 明 書 記 載 事 項 變 更 届

長野県公安委員会 殿

届出日	
届受付	場番所号

太枠内を記入してください。

フリガナ		生年月日
届出者氏名		年月日
電話番号		

太枠内に変更内容を記入してください。

フ リ ガ ナ	
新 氏 名	
フ リ ガ ナ	
旧 氏 名	
新 住 所	
旧 住 所	

様式第26号を様式第28号とし、様式第25号の次に次の様式を加える。

(様式第26号) (第30条関係)

講習申出書

年月日

長野県公安委員会 殿

本(国)籍

住 所

(フリガナ)

氏 名

生年月日 年月日

道路交通法第108条の2第1項第2号に規定する講習を受講することを申し出ます。

手 数 料 欄

(様式第27号) (第30条関係)

講習受講届

年月日

長野県公安委員会 殿

住 所

(フリガナ)

氏 名

生年月日 年月日

道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する講習の通知を受けましたので、受講します。

手 数 料 欄

(長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

第2条 長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和元年長野県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改める。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第2条第3号中「公安委員会等」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第3条第2号に規定する行政機関等」に改める。

第3条の見出し中「告示」を「公表」に改め、同条中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）」を「法」に、「告示」を「インターネットの利用その他の方法により公表」に改める。

第4条第4項中「記載」を「記載されている若しくは記載すべき事項又は電磁的記録に記録されている若しくは記録」に改め、同条第6項中「の各号」を削り、「には、」の次に「同項又は」を加え、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、「と公安委員会

等が認める」を削り、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第1項又は第4項の規定による入力が困難である場合

第4条中第7項を第9項とし、第6項の次に次の2項を加える。

7 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。

8 公安委員会等は、第1項の規定により申請等を行う者が、第4項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であつて、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令又は条例等の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができるものとする。

第5条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 法第7条第1項ただし書に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受ける旨の表示をする場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して識別符号及び暗証符号の入力をする場合

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会等の定めるところにより届出をする場合

第5条に次の1項を加える。

5 公安委員会等は、第1項の規定により行う処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として次に掲げる場合には、同項の規定にかかわらず、当該処分通知等のうち当該部分について、公安委員会等が定める方法により行わなければならない。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があると公安委員会等が認める場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当である部分があると公安委員会等が認める場合

第7条第1項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次項において同じ」に改め、同条第2項中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の長野県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第4条第7項の規定は、同項に規定する日がこの規則の施行の日以後である申請等について適用する。

警務課
交通規制課
東北信運転免許課